

1950年代の軍人恩給問題（1）

赤 澤 史 朗*

目 次

はじめに

1. 国家補償論と社会保障論の対立
2. 軍人恩給の復活と論点の変化

は じ め に

ここで取り上げるのは、第二次世界大戦後の日本の国内における戦争犠牲者の補償・援護制度をめぐる対立のことである。戦後日本の戦争犠牲者の補償・援護制度は、その出発時点から、補償や援護の方式と誰が救済されるべき戦争犠牲者かをめぐって、争われてきた。しかも戦後という時代は、ある意味では次々と過去の戦争犠牲者が新たに「発見」されていく時代であったのであり、補償・援護をめぐる争点は重畳していく。

しかし日本の戦争犠牲者の補償・援護制度は、その後の諸種の新しい戦争犠牲者の「発見」があったにもかかわらず、復活した軍人恩給（1953年の恩給法改正）を中心とし、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年成立、以下、遺族等援護法と略称）をその補助法とする、基本的な枠組みを変えなかった。現実の経過から見ると、その後恩給法と遺族等援護法はほとんど毎年改正され、その恩給法の改正の内容は遺族等援護法の改正に常に関連し、両法は一体的運用が図られている。恩給法は総理府恩給局が、援護

* あかざわ・しろう 立命館大学法学部教授

法は厚生省引揚援護庁(引揚援護局)が管轄し、議会でも恩給法は衆参の内閣委員会で、援護法は社会労働委員会・厚生委員会で審議されているので一見したところ両者の関係は分かりにくい、ほとんど連年改正される両者は内容上で深く結びつけられている¹⁾。

そうした中で恩給法と遺族等援護法は、その適用範囲を広げ支給額も増額されていく。これに対して救済されていない犠牲者として、原爆被爆者を援護したり、引揚者の喪失財産への見舞金給付などの単独立法が制定されたりしていくものの、その援護の質・量ともに上記の両法に劣っていた。つまり戦争犠牲者の補償・援護制度が両法を根幹とするというシステムには変わりはなく、そのことによって補償・援護から漏れる戦争犠牲者を数多く生み出す結果となった。

こうした制度の大きな問題点は、軍人恩給の復活が、戦後も存続していた文官恩給との「不均衡」の解消を名目としたように、さまざまな既得権益との均衡を最優先に考慮して制度が組み立てられたことにある。そこには軍人・軍属以外の多くの人が戦争被害を受ける第二次世界大戦の総力戦としての実態と、日本国憲法の平和主義と国民平等の観点に立脚して、新たな補償・援護の制度を立ち上げるべきだとする考え方が、大勢を占めなかったといえる。ただし本稿でも取り上げるように、軍人恩給復活の恩給法改正に際して、補償や援護は戦争の被害実態に合わせ、憲法の精神に沿って考えらるべきだという意見が、新聞紙上や、議会でも野党や公聴会の公述人の一部から開陳されたのは事実である。ただしその多くは、広範な被害実態の調査を要求したり、具体的な法案化にまで踏み込んだものではなかったが、中には注目すべき意見もあった。

しかし一度軍人恩給が復活すると、その受給の権利は私有財産権として保護され、国家財政が破綻に瀕するような特殊な状況を除いては、その受給者への不利益変更は出来ないとされる。そのため後に「発見」された新たな観点に立って、補償・援護の制度を一から再構築することは困難となった。さらに復活した軍人恩給制度は、文官との間に止まらないさまざま

まな「不均衡」を孕み、その「不均衡」是正を名目として圧力団体が跳梁し、適用範囲の拡大と増額の流れは止まらない状況だった。

それでは、このような状況に歯止めをかける機会があったのか。1950年代にはその機会は二度あったと思う。一度目は軍人恩給復活の恩給法改正の時点であり、二度目は1957年の臨時恩給等調査会の時点である。

軍人恩給問題の行方に影響力を与える政治勢力としては、政党（自由党・改進黨・日本民主党・自由民主党などの保守政党、右派社会党・左派社会党・日本社会党などの野党）、官僚（総理府恩給局、厚生省引揚援護庁、大蔵省）、圧力団体（日本遺族会、日本傷痍軍人会、旧軍人関係恩給復活全国連絡会、その他引揚者団体、学徒援護会など）、ジャーナリズム（新聞社）などがあった。このうち圧力団体や保守政党、官僚、ジャーナリズムといったメジャーな勢力も、それぞれの内部が一枚岩であったわけではない。しかし圧力団体の中では日本遺族会の組織力が突出して運動をリードし、これに保守政党の恩給関係議員が結びついて予算獲得に乗り出し、必ずしも上記二者と立場を同じくしない官僚が結局はそれに押し切られるというパターンが、軍人恩給の復活と改正、遺族等援護法の改正に当たって見られることになる。そうである以上、軍人恩給の復活と拡大の流れを止める可能性は、それを批判する勢力がジャーナリズムを主導して、それが議会の野党勢力や、与党・官僚の中での抵抗派と結びつき、具体的な修正案を提示できた場合に限られている。その意味では、1952年～1953年の恩給法改正の時期と1957年の臨時恩給等調査会とその答申後の時期は、軍人恩給の復活の形態を決定し、その拡大に歯止めをかける可能性があった、僅かな機会であったように思える。ジャーナリズムを中心に軍人恩給問題への世論の関心が高まり、さまざまな批判の意見が台頭したのが、この二回の時期だったからである。

本稿では、まず1950年代における軍人恩給の復活・拡大をめぐる意見の動向を、議会とジャーナリズムでの発言を中心に説明する。その上で臨時恩給等調査会での審議の特徴と問題点を解明し、最後にその後の恩給政策

の動向についてふれてみたい。

注

- 1) 木村卓滋「戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定と軍人恩給の復活 旧軍人関連団体への影響を中心に」(『人民の歴史学』第134号, 1997年12月)は、遺族等援護法の成立と軍人恩給復活の政治過程に関する優れた先行研究である。ただ同論文は、国家補償法に関する今村和成などの研究に依拠しながら、恩給法と戦傷病者戦没者遺族等援護法はともに戦争犠牲者に対する「国家補償」法であるが、「国との特別な身分関係」があることを前提とする恩給法と、それを必ずしも前提としない「戦争被害者への援護拡大の可能性を有する」戦傷病者戦没者遺族等援護法とでは、「理念上の相違」があると主張している。そして戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定から軍人恩給の復活への一年間で、根本的な「制度上の転換」あったと捉えている。しかしこの両法の下では、「国との特別な身分関係」がある軍人と、それが希薄になる軍属や、さらに一層希薄な準軍属の間では、補償や援護の質に大きな格差があり、その格差は国との身分関係の強弱に基づいて設定されているものと思われる。今村や木村の意見は、両法が一体的運用をされている実態を無視して、その「理念上の相違」を過大視する見方ではなからうか。

1. 国家補償論と社会保障論の対立

講和後の戦争犠牲者対策に関しては、軍人恩給の復活を推進しようとする強い意見があった反面、さまざまな懸念や批判が噴出していった。その際1950年代初期におけるこの問題をめぐる最も大きな争点は、戦争犠牲者対策を国家補償として行うのか社会保障に委ねるのかという対立であった¹⁾。それはよく知られているように、政府部内でも総理府恩給局案と厚生省案の対立として表面化するが、政府部内での意見の違いはより広範な対立の一部を示すものであって、国家補償論と社会保障論の対立を政府部内の恩給局案と厚生省案の対立に代表させることは出来ない。なぜなら政府部内の対立には、ある種の共通基盤が見られたからである。その共通基盤とは、植野真澄の指摘するように、敗戦後にさまざまな「身分」や立場の者に提供されてきた「既存の公的支援制度」間の「不均衡」を「是正」することを主眼に制度立案をするという観点であり²⁾、既得権を侵害しないことへの配慮の姿勢であった。

遺族等援護法の制定や恩給法の改正に際して、与野党を通じて政党側に共通していたのは、戦争犠牲者対策は少なくとも当面は、国家補償によるべきだという主張であった（ただし野党の左派社会党には、後に述べるように表面的には別のタテマエに立っていた）。戦争による犠牲は、戦争をした国に補償の責任があるという発想からである。その際国家補償の対象者は、国家と雇用関係にあった者、または雇用関係に準ずる者と考えられていた。従って恩給法はもとより、遺族等援護法でもその補償・援護の対象を、軍人軍属とそれに準ずる「国との雇用関係がある者」と規定していた。もちろん国家補償の対象を、国家と明確に雇用関係のあった軍人に限るのか、それより広く軍属を含むのか、さらに軍属以外の強制動員された者もその対象者とするのかという点は、大きな争点であり、そこに戦争被害の認識に関する立場の差があったことも事実である。

しかし軍人恩給復活に反対した社会党の中でも、国家との関係性があることが国家補償の前提とされていたのである。例えば左派社会党の「戦争犠牲者の補償法案の要点」を見ても、その「国家補償の見地より」「実施」する「年金制度」の受給対象者は、「戦地内地を問わず広く戦争犠牲者たる旧軍人軍属、国家総動員法による動員者、学徒、女子挺身隊員、船員、満蒙開拓義勇団等の遺家族及び傷痍者、動員中の結核発病者並びにその後の死亡者等々」であって、いずれも国家による雇用者と、国家との雇用関係に準じる強制動員者をその範囲とするものであった。また恩給法改正に「条件付賛成」だった右派社会党も、軍人以外の対象者の拡大に関しては「国家総動員法の対象をも含めること」と述べており、基本的な考え方は左派と同様であった³⁾。そこには戦時中の法律であった戦時災害保護法では補償・援護の対象とされていた全くの民間人の空襲被災者などは、補償・援護の対象から除外されていた。なお社会党左派の河崎ナツ委員は、遺族等援護法の与野党共同修正案に賛成の演説中の「希望」意見の中で、「空襲による災害者」なども「同じく戦争の犠牲である」と指摘し、「国家」は「これらの人々に対しましても責任を以て適當の補償」をすべきで

あるという発言をしているが、その意見が修正案として提起されることはなかった⁴⁾。

つまり基本的に国家補償論では、その対象者に関しては国家との雇用関係という身分関係を重視し、軍人恩給を拡大したイメージとして戦争犠牲者対策を考えていたことは間違いない。従って遺族等援護法は政府から見れば、厚生省の田邊繁次郎政府委員の答弁のように、「恩給をレベル・ダウンして措置したのが援護法である」と位置づけられていた⁵⁾。つまり戦争犠牲者への国家補償論といった場合、それは恩給がモデルとされているのである。これは今井一男が指摘するように、長い伝統を持つ恩給以外の形態での「国家補償という観念」が、この時点では「まだ熟しておらない観念」に止まっていたためであろう⁶⁾。そしてまたこの当時、社会保障は低額の支給で「きわめて薄いものだ、国家補償というのは手厚いものだ」という暗黙の価値観が、広く存在していたことは間違いなからう⁷⁾。したがってもし「手厚い」戦争犠牲者対策を実現しようとする、それは恩給をモデルとした国家補償論の立場となる傾向があったのである。そして遺族等援護法は、基本的には次年度に戦争犠牲者への国家補償の「根本対策を講ずる」までの「暫定措置」であることが、その通過に当たっての与野党間の合意であり、軍人恩給の復活は遺族等援護法の成立時点で予定されていたといえる⁸⁾。

さらに1952年5月の参議院内閣委員長の報告によれば、軍人恩給の復活問題を審議する恩給法特例審議会の委員に国会議員を入れるという案には消極論が強く、代わりに元軍人の代表を起用すべしという意見は「全会一致」で賛成され、さらに希望意見として「元軍人軍属及びその遺族への支給する恩給の額は、国家財政の許す限り、他の事項とも均衡を図りたる上、成るべく多額に支給されんことを望む」という意見が内閣委員会で、やはり「全会一致」で採択されている⁹⁾。その点で政党は与野党を問わず、その支給範囲をいかにするかなどの争点を別にすれば、元軍人に有利で手厚い軍人恩給復活そのものへは賛成の立場だったといえよう。そして恩給法

特例審議会の委員には、15名の委員中4名に元陸海軍大将・中將の経歴の人物が任命され、さらに軍人恩給の専門家である元陸軍省恩給局長の高木三郎も委員に登用されている¹⁰⁾。こういった人事は、旧来の職業高級軍人優位の恩給法の復活を正統化するような人選であり、軍人恩給の復活に当たって戦地での犠牲者の多くを占める応召者や下級兵卒の立場を代弁する審議会の委員はいなかった¹¹⁾。

なお、軍人恩給の復活を要請する圧力団体の側からすると、社会保障での救済論は戦前の国家が戦死した兵士に約束した補償の権利を無視するものであり、しかも「貧民救済とか、或いは救うてやるという観念」に立つもので、到底受け入れられるものではなかった。またそこにはさらに敗戦後の「今日軍人の遺家族」は「世間」から白眼視され、「肩身の狭い思いをさせられている」のであり、国家補償の実現によってこの「世間」の白眼視を「是非とも綺麗に払いのけ」る必要があるという考え方も働いていた¹²⁾。

なお国家補償論には、国として戦死者遺族に「弔意」を示す必要があるということも含まれていたように見える。遺族等援護法に関しては、政府原案では「遺族一時金」となっていた名称が、議会の修正で「弔慰金」に変えられる。その背景には、「英霊一柱に対して五万円をもって、つつしんでこの際国家より弔意を表してもらおうということが、（中略）国家補償の観念に立脚する点であり、また遺族の心情にぴったりそぐう」ものだという理解があり¹³⁾、この議会での修正案をまとめるのに尽力した山下義信に言わせれば、「弔慰金」への名称変更は、「ややもすると一時金で措置が打ち切られるという誤解を避け、又一面には国家補償の意を明らかに」するためであった¹⁴⁾。そして軍人恩給復活に際しては、議会側からの要望を受けて、「靖国神社に合祀」された戦死者の遺族が靖国神社に参拝する場合、国鉄運賃を割引する制度が発足している¹⁵⁾。

これに対して、国家補償論に対する批判論としてあったのは、前述のように戦争犠牲者対策を社会保障で行えという議論であった。社会保障の場

合は、戦争犠牲者の中でも高額所得者など必ずしも援護を必要としない者には援護を行わず、生活困窮者を中心に援護が行われることになる点が、国家補償と違っていた。ただしこの社会保障論にも二種類あり、その一つは戦争犠牲者対策は一般社会保障に解消すべきだという考え方であり、これは従来からの占領期におけるGHQの取った政策でもあった。もう一つは、戦争の遺族や戦傷者など戦争犠牲者に限った特別の援護制度の制定を唱える立場である。ちなみに遺族等援護法は、「国家補償の立場で」との文言が入っているにもかかわらず、基本的には後者の戦争犠牲者に対する特別の社会保障制度の一種と位置づけることもできる。遺族等援護法で遺族年金を支給される戦死者遺族の範囲が、恩給法のそれとは異なり、生活保護法など他の社会保障法と同一基準に揃えられているからである¹⁶⁾。この戦争犠牲者対策を社会保障でという意見は、政府の社会保障制度審議会の大勢を占め、また1950年代初頭のジャーナリズムではもともと優勢な立場であった。

社会保障論のうち、前者の一般社会保障への解消論の代表的論者は、政府の社会保障制度委員会委員の末高信であった。末高は、戦争の「犠牲負担」は「あらゆる階層、あらゆる人人に対して」生じているとし、徴用工、勤労学徒などでも「爆撃のために、あるいはその他のために命を落とされた方、病気になられた方が、多数ある」。従って「軍人の遺族」や戦傷病者だけが戦争犠牲者ではなく、彼らにのみ「特別」の救済措置を講ずるのは「国民のうちに党中党を立てる」不公平な政策だと批判するのである。そして敗戦後に「戦時補償の打ち切り」がされたように、軍人遺族への公務扶助料の支給などの「戦前前の約束」は戦後の「新たな観点」から見直されるべきだと述べたのである¹⁷⁾。

末高の主張は日本国憲法の精神に立って、軍人軍属のみに特化しない戦争犠牲者救済に関する国民平等主義を唱えたものであった。とはいえ末高の主張にも矛盾があった。それはこの時点で末高が、戦後も存続していた文官恩給の改廃には賛成しないで、文官恩給は戦後にその性格を変えて、

「俸給の後払い」になったとこれを擁護したことである¹⁸⁾。しかし戦前と基本的には同一の文官恩給制度が、戦後にその性格を変えたという説明には無理があるようである。とすると末高の「戦争前の約束」の見直しも国民平等主義も、必ずしも徹底したものではなかったとも見える。

なお左派社会党の「戦争犠牲者の補償法案」は、前述のように戦争犠牲者に「国家補償の見地より年金制度を実施」しようとするものだったが、その年金制度はあくまで、将来「一元化された体系を持つ総合的な社会保障制度確立までの暫定的措置として行」うものであった¹⁹⁾。つまり左派社会党は、今後日本に社会主義政権が成立して充実した「社会保障制度」が「確立」すれば、戦争犠牲者対策も「社会保障制度」に解消されるべきだとして、一般社会保障への解消論に賛成するタテマエに立っていたとも見える。

これに対して1950年代初頭の新聞社の社説は、戦争犠牲者への施策は一般社会保障への解消でなく、戦争犠牲者向けの特別の社会保障制度によるべきだという議論が中心であった。それが『朝日』『読売』『毎日』の三大紙に共通し、その他の新聞でも優位に立っていた。逆にこの時点では、軍人恩給復活はもとより現行の文官恩給に対しても、好意的な社説はなかった。戦前的な官吏の特権として、恩給制度は批判的であった。

『朝日』は1951年12月の社説で、戦争犠牲者対策を「現在の生活保護法の拡充」で解決するのは反対だが、「基本的には生活保障的観点に立つべき」だと述べていた²⁰⁾。『読売』は52年1月には、政府案のように援護対象を「軍人の遺家族に限るということは、いかにも片手落ちの感が深い」と述べつつ、「本当に窮迫している遺家族」に援護の手が差し伸べられるべきではないかとしている。ただし今回の遺族等援護法の政府案では「年金なり一時金」が遺族の期待に反し「きわめて少額」であることを「真に同情にたえぬ」としつつ、「将来」はともあれ現状では「一応この線で納得すべき」と説いているのも特徴である²¹⁾。『毎日』は、政府内で社会保障の厚生省案と軍人恩給復活の恩給局案の対立が報道される51年11月には、

「仮に二つの意見を調整するとしても、重点は社会保障におかすべき」と、厚生省案に近い特別の社会保障案を支持している²²⁾。

こうした戦争犠牲者の特別の社会保障での救済案は、再軍備に賛成し愛国心の喚起を主張する『産業経済』にも見られるものであった。『産業経済』では51年12月に、日本「国民の愛国心を喚起」し「自己防衛力の心理的基礎」を作るためには、「戦死者遺家族、傷痍軍人」その他の「戦争犠牲者」に「平等に精神的弔意を」と与える必要があるが、そのためには靖国神社の慰霊祭典を「盛大」にし、「社会保障」で戦争犠牲者を救済せねばならぬと主張していた²³⁾。『産業経済』では、戦争犠牲者援護の財政負担が大きくなることを恐れていたのである。

また『東京』は51年3月の社説で、「朝鮮動乱」以来の国際環境で「国民の愛国心が要請されるような現在」^(ママ)、「一般の生活落後者」対策とは異なる、「戦争犠牲者」へ「国家は報償する義務があるという態度を示す」必要があるとの意見を述べている²⁴⁾。これは戦争犠牲者への国家補償案のように見えるが、しかしその後51年8月には、支給対象を「軍人軍属とその遺族」に限定する厚生省の年金案で想定されている「年間八百億の予算」の「支出は不可能」と論じている。遺家族の「精神的な労苦」への「国家の償い」は必要だが、経済的には「傷病者も遺家族も自らの手による更生を第一とし」、国家は遺族会などへの「補助金」支出で了解してもらおうという案を提案しているのである²⁵⁾。これでは国家補償というより、実質的には社会保障の域にも達しない遺族の自力更生案といえよう。あまり経費のかからない遺家族援護でないとして「国民の納得」が得られないという発想は、『東京』では52年3月の社説にも見られた²⁶⁾。

ともあれ新聞社の社説の、特別の社会保障での救済案の背後に見え隠れするのは、財政負担に対する懸念であり、それは国民の税負担の増大に結びつくのではないかという心配であった。当時のほとんどの国民は、多かれ少なかれ戦争被害を受けており、しかも現在の生活にその被害を引きずって生活困難に陥っている場合もしばしば見られたのであるから、戦争

犠牲者の救済や補償といっても、一般国民との均衡が問題とならざるを得ないからである。

この当時の新聞の社説のもう一つの特徴は、軍人恩給復活への肯定論が、新聞の立場の左右を問わず見られなかったことである。これに対して軍人恩給復活への反対は明確に唱えられ、そのみならず、戦後も持続している文官恩給への批判やその社会保障への組み替えが、『読売』『産業経済』『東京』の社説で主張されていた。

『読売』では50年3月には、戦前に存在した多数の民間会社の「恩給年金制」が「敗戦とインフレ」で「消滅」したのに、文官の「恩給年金」だけ敗戦にもかかわらず「官吏の既得権」として残っている、「敗戦の犠牲を全国民平等に負担」するためには、この文官恩給を「社会保障」の制度的枠組みに「組み換えること」が必要であると説いていた²⁷⁾。そしてさらに「戦没者や傷痍軍人」が戦争犠牲者であることは認めるとしても、「一部の戦争扇動者を除いて、国民は全部第二次大戦の犠牲者」なのであって、旧軍人関係者だけが犠牲者なのではない。その中で恩給局案の軍人恩給復活の「かつての扇動者をも含む恩給を決定するような機械的な措置」や、それとは反対に衆議院厚生委員会の案のように「徴用された勤労報国隊員までを犠牲者」と認定する案は、財政負担が過大となって「だれも好まないだろう」と結論を出している²⁸⁾。

『産業経済』の社説でも、51年6月に「恩給制度廃止へ進め」と題して、追放解除者へ高額之恩給支給がされたことを批判し、「いまや恩給制度は社会保障制度との関連において」「再検討」の必要があるとし、特に他に勤務先のある若年者が恩給をもらうことは不当である、取りあえず恩給制度「廃止の第一段階」として若年停止の年齢を「五十五歳乃至六十歳」まで引き上げることを提案している²⁹⁾。さらに『産業経済』では「戦争犠牲者」に対しては「社会保障の見地」から救済せよと説いて、「軍人恩給」の復活には反対するのである³⁰⁾。また『東京』も52年2月には、軍人「遺家族や傷痍軍人」に対して「国家補償」をすることは絶対に必要だが、

「恩給」は軍人恩給の復活だけでなく文官恩給も含めて、「不当な特権的制度」であり「民主主義と全く相容れない」ものとしていた³¹⁾。『産業経済』や『東京』などの右派系の新聞からは、旧軍人への恩給復活はかえって再軍備反対への口実を作り、その障害になると考えられていたようである。

また特に講和条約発効前には、日本の国内の戦争犠牲者対策の実施のためには連合国の諒解が必要だという点の指摘もあった。『毎日』の社説では51年3月、「戦争犠牲者の救済」には連合国の承認が必要だが、それも西独の例を見る限り諒解が得られる見込みがあることを訴え³²⁾、『時事新報』は52年1月の社説で、専ら戦争犠牲者対策が順調に遂行できるかの決め手を、何よりも「外国の諒解」を取れるか否かに見ている³³⁾。さらに『産業経済』では51年12月に、「戦争犠牲者」の中には「わが軍靴にふみにじられたかつての占領地における外国」人も含まれ、彼らも「援護」されるべきだと指摘している³⁴⁾。占領が継続し賠償支払い問題が未だどう決着するか分からないこの段階では、日本の「国益」を重んじる『産業経済』や『時事新報』といった右派系新聞が、海外からの批判の眼を強く自覚しており、それが国内での戦後補償を抑制する要因として存在していたのである。

このような新聞の社説に対し、世論の動向はどうだったのであるか。『読売』ではこの当時、「紙上討論」という社会的政治的に注目を集める問題での読者の投書を促して、賛否両論を紹介する企画を行っていた。そのうち1952年2月の「第94回紙上討論」「遺家族援護費をどう思う」では、357通の投書が集まったという。新聞社側の解説では、「投稿者の半数までがいずれも生活危機にあえぐ悲惨な遺家族および戦争犠牲者」というのであるから、投稿者には「援護」を受くべき当事者の比率が高かったようである。

しかしこの357通の中では、「軍人遺族」だけが犠牲者ではない、財政難などの現況から政府案で我慢し他に頼るなというのが75通で約2割(21%)を占め、「一律の給付」を止めて生活「困窮者」に傾斜配分せよが

52通で約1.5割(14.6%), 社会保障・生活保護を拡充し, 加えて育英資金・授職その他の施策で対応せよが71通で約2割(20%)となっている。これに対し遺族等援護法の政府案では不十分, 「行政整理を断行」しても援護費を増額せよが357通中で最も多い105通とはいえ約3割(29.4%)であった。政府案で我慢せよと「困窮者」への傾斜配分の主張を合わせた割合が35.6%で, 後者の援護費拡充説を上まわっており, 一般社会保障の充実で対応するのを基本とするという意見も約2割となっていて, ともあれ援護費の増額には, 消極的な意見の方が多かったといえる。『読売』は前述のように, 遺族等援護法の政府原案に賛成の立場で軍人恩給復活に反対しており, 投稿者の意見もこの新聞社の立場に近くなる傾向があったかもしれないが, ともあれ財政的配慮を背景に社会保障案に賛成の意見が多数を占めたといえる。

「軍人遺族」のみへの給付に対する批判的意見は, 压力団体批判に繋がるところもあった。21歳の無職女性の投稿では, 軍人遺家族援護に反対ではないが, 遺家族が「一部の者」に牛耳られて騒ぎ立てることに反対だと述べていた。そして戦争犠牲者は軍人だけでなく民間人戦災被災者もいる。それだけでなく私たちは, 日本によって被害を受けた海外の戦争犠牲者の「冷厳な視線」にも気づく必要があると指摘している³⁵⁾。最後の点は賠償問題との関連で, 海外の戦争犠牲者への補償とのバランスを考えて, 軍人軍属中心の援護費の増額は自制せよとの主張であろう。講和前後にはこうした海外からの賠償請求も考慮して, 国内の戦争犠牲者対策を立てるべきだとの発想が, 政治的立場を問わず軍人恩給復活への歯止めとなっていたところがあったといえよう。

ともあれ遺族等援護法制定の段階では, 政党側はその対象者の範囲に関する意見の違いを除けば, 与野党ともに大きくは戦争犠牲者に対する国家補償論に肯定的であり, これに対し新聞社側は, 再軍備問題などでの各社による立場の相違にもかかわらず, 大きくいえば社会保障論の立場を取っていたといえる。その際, 国家補償論の背後にあるのが, 戦争被害に関し

ては国家に責任があるはずだ、従って国家こそが補償すべきだとの観点であったのに対し、社会保障論の背後にあるのは、国家補償のモデルとされた従来の恩給の特権性（職業軍人はもとより、文官の場合も）に対する反撥と戦争犠牲者救済に対する国民平等論の視点であった。さらに社会保障論には、手厚い戦争犠牲者対策が財政難や国民の税負担の増大をもたらすのではないかという恐れと、海外の戦争被害国からの批判の目を気にする観点も加わっていた。その点で社会保障論は国民平等論の立場にはあったが、国家補償の対象者を徴用者や動員学徒など強制動員者にまで拡大することにも消極的である点に特徴があったといえよう。

注

- 1) この点については、かつて拙著「第二次大戦後の日本における民間人戦争犠牲者の補償問題」(『日本人の民間戦争犠牲者の補償問題に関する政治史的研究』(平成34年度科学研究補助金(一般研究(c))研究成果報告書,平成5年3月,研究代表者赤澤史朗)の中で、たいへん不十分であるが指摘したことがある。本稿はこの旧稿の問題意識を発展させたものでもあり、その訂正を試みようとするものでもある。
- 2) 植野真澄「戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法過程の考察」(『東京社会福祉史研究』3,2009年5月)
- 3) 第16回国会衆議院内閣委員会会議録第18号(1953年7月21日),上林興市郎(左派社会党),鈴木義男(右派社会党)の発言。
- 4) 第13回国会参議院厚生委員会会議録第16号(1952年4月24日)。
- 5) 第16回国会衆議院厚生委員会会議録第15号(1953年7月7日)。
- 6) 第15回国会参議院予算委員会会議録第34号(1953年3月11日),今井一男公述人(社会保障制度審議会委員)の発言。今井一男は元大蔵省給与局長でその後さまざまな審議会の委員を歴任したが、『官僚』(読売新聞社,1953年)などの著書があり、公務員の恩給問題にも詳しく批判的な蘊蓄を持っていた。
- 7) 第13回国会参議院厚生委員会会議録第4号(1952年2月7日),山下義信委員の発言。なお山下は、こうした考え方に反撥している。
- 8) 第13回国会参議院厚生委員会会議録第16号(1952年4月24日),山下義信(参議院厚生委員会内の引揚問題及び遺族援護に関する小委員会委員長)の報告における,小委員会としての「満場一致」政府への要望。
- 9) 第13回国会参議院会議録第43号(1952年5月26日),河井弥八内閣委員会委員長の報告。
- 10) 「援護方式をとらず 特例委内定 軍人恩給の復活」(『読売』1952年7月26日)
- 11) 石井繁は衆議院予算委員会での質問の中で,恩給法特例審議会の委員には応召兵など「一番利害関係のある人」が任命されず,元高級職業軍人の「恩給のとれるような人ばかり」が委員に充てられており,「不屈き千万」だと批判していた(第15回国会衆議院予算

1950年代の軍人恩給問題(1)(赤澤)

委員会会議録第31号(1953年2月28日))。

- 12) 第13回国会参議院厚生委員会遺族援護に関する小委員会会議録第1号(1951年12月20日)、鷲尾弘準参考人の発言。
- 13) 第13回国会衆議院厚生委員会会議録第14号(1952年3月19日)、青柳一郎(自由党)の発言。
- 14) 第13回国会参議院厚生委員会会議録第16号(1952年4月24日)、山下義信(参議院厚生委員会内の引揚問題及び遺族援護に関する小委員会委員長)の報告。
- 15) 第16回国会衆議院内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会会議録第1号(1953年7月13日)、植田政府委員の説明。
- 16) 受給者となる遺族が、恩給法では父母、祖父母に年齢制限がないのに、遺族等援護法では60才以上とされ、恩給法では子が20才未満となっているのに、遺族等援護法では18才未満とされているが、この遺族等援護法での受給者遺族の年齢制限は、第二次大戦後に制定された他の社会保障法と一致している。逆に戦死者と同一戸籍であることを遺族の要件とする恩給法では、内縁の妻には受給資格がないのに、遺族等援護法では内縁の妻も遺族としても認められているが、この点も戦後の他の社会保障法と同一である。
- 17) 第13回国会衆議院厚生委員会公聴会会議録第1号(1952年3月25日)、末高信公述人の発言。
- 18) 第16回国会参議院内閣委員会会議録第20号(1953年7月27日)、末高信公述人の発言。また第15回国会衆議院予算委員会会議録第9号(1952年12月6日)では、石井繁委員が、「文官恩給」も「軍人同様一旦ご破算にすべき」という説があるという質問をしたのに対する、末高参考人の応答は、「公務員」にも「公的扶助」によらない「老後の生活の安定」を計る方法が必要だというもので、文官恩給の改廃には消極的だった。ただし1950年代後半になると、末高も文官恩給の廃止に賛成するようになる。
- 19) 第16回国会衆議院内閣委員会会議録第18号(1953年7月21日)、上林興市郎(左派社会党)の発言。
- 20) 『朝日』1951年12月7日社説「戦争犠牲者の援護対策」
- 21) 『読売』1952年1月18日社説「遺家族援護費 今後に期待」
- 22) 『毎日』1951年11月24日社説「戦争犠牲者の援護問題」、なお『毎日』では、その予算について厚生省案と大蔵省案の対立が伝えられる52年1月にも、生活保護費を基準に支給金額を算定する厚生省案の方に「ヒューマンスティックなものがより多く感じられる」と賛意を示していた(『毎日』1952年1月16日「遺家族援護に誠意を示せ」)。
- 23) 『産業経済』1951年12月27日社説「戦争犠牲者対策の確立 社会保障の見地からせよ」
- 24) 『東京』1951年3月31日社説「戦争犠牲者の扶助を急げ」
- 25) 『東京』1951年8月6日社説「遺家族への新しい援護」
- 26) 『東京』1952年3月2日社説「援護を「愛の運動」へ」
- 27) 『読売』50年3月16日社説「恩給年金と社会保障」
- 28) 『読売』51年12月27日社説「白衣の傷痍軍人に職を与えよ」
- 29) 『産業経済』1951年6月29日社説「恩給制度廃止へ進め」
- 30) 『産業経済』1951年12月27日社説「戦争犠牲者対策の確立 社会保障の見地からせよ」

- 31) 『東京』1952年2月6日社説「恩給存廃の検討を望む」
- 32) 『毎日』1951年3月28日社説「戦争犠牲者の救済」
- 33) 『時事新報』1952年1月19日社説「外国にも諒解させよ 遺家族援護の必要について」
- 34) 『産業経済』1951年12月27日社説「戦争犠牲者対策の確立 社会保障の見地からせよ」
- 35) 「第94回紙上討論」(『読売』1952年2月6日)

2. 軍人恩給の復活と論点の変化

戦争犠牲者対策に関して国家補償論と社会保障論の対立がある中で、恩給法特例審議会の審議の過程で浮上してくるのは、国家補償である軍人恩給の復活を前提としつつ、貧困な現在の財政事情を考慮して、その復活の形態に社会保障的配慮を加えるという発想である。つまり従来の軍人恩給の復活では財政負担が過大なので、その支給額や支給対象範囲に関し社会保障的な観点を加味して、生存若年軍人には支給を制限し、特に救済が必要な対象者への重点配分をするという考え方である。

1952年11月に提出された恩給法特例審議会の「建議」は、恩給は文官恩給・軍人恩給を問わず、在職中の「経済的獲得能力」の喪失に対する雇用者である国家による補償であることを本質とするものであり、「特に軍人にあっては」文官にもまして「厳格な服務規律にしばられ」て勤務していたので、「旧軍人軍属及びその遺族」に対する軍人恩給の支給は至当であると認める。その上で、戦後日本の財政事情からその完全復活は無理とし、さらに「今日の国民感情及び国家諸制度の現状」に照らして「当然改められるべき」点もあるとする。そして恩給の支給にあたっては、「特に、遺族、重傷病者及び老齢者に重点を置」く形でその内容を決定すると述べて、軍人恩給復活に反対する社会保障での救済論との妥協点を探ろうとするものだった。

ただし実際の「建議」の内容からすると、それは恩給の種類（戦死者遺族への公務扶助料，退職者への普通恩給などの種別）と退職時（または死

亡時）の階級と在職年限によって支給額が決定されるという従来の恩給法の原則を変更しないものであり、さらに旧軍人に関してのみ実際の退職時の給とより割り増しして設定されている、大将から二等兵に至る17階級差の十倍近い格差のある仮定俸給年額を基礎に、その支給額を算定するものだった。その上でこの案は、加算年制度の廃止や、恩給受給資格最低年限を引き続く七年以上の実在職年への引き上げ、若年停止年齢の引き上げ、普通公務と特殊公務の区別の廃止と戦死者遺族に給付される公務扶助料の倍率の引き下げ、軽傷病者への年金を一時金（傷病賜金）へ変更するなど、相対的に軍人を優遇する制度として存在した戦時中の軍人恩給のあり方に、修正を加えようとしたものだった¹⁾。つまりそれは戦前戦中の軍人恩給の方式の正統性を基本的には認めた上で、戦後の財政事情や旧軍人の特権に批判的な「国民感情」などの事情から、事情が好転するまでその完全復活をさしあたり抑制しようとする案であったともいえる。

ここで根本的な問題は、支給の要件も支給額も国家的な身分・階級によって規定される恩給法の原則と、国民の生存権を根拠に国民平等主義に立つ社会保障の原則とは、そもそも両立するものなのか、という点にあっただろう。つまり恩給法に社会保障的配慮を加えて一部改変してもそれは社会保障にはならず、逆に社会保障受給者との不均衡を拡大するものにしかならないのではないかと、ということである。しかも従来の恩給法の中には、支給対象者となる筈の軍人軍属とその遺族の間で、戦後的観点から見れば諒解しにくい不合理なさまざまな差別が含まれており（例えば戦死軍人軍属の遺族には公務扶助料が支給されることになっているが、「公務」死と認定される要件は厳しく制限されていて、恩給の裁定を受けられないケースも多かった）、一度恩給法の原則を認めると、その不合理な差別自体も戦後に継承されることとなる。もし国民全体向けの社会保障との調和を考えるなら、従来の恩給法の原則自体に変更を加える必要があったのだろう。場合によっては文官恩給と一体の恩給法の改正という形をとらないで、旧軍人遺族、戦傷病者など向けの特別の、財政規模の拡大を抑制する

形での恩給を創設するという案もありえた。

政府の公式の説明では、軍人恩給は占領軍の指令に基づくポツダム勅令68号によって1946年に一度「廃止」されたのであり、講和条約発効によるポツダム勅令の失効によっても自動的に復活するものではないとされた²⁾。しかしこれは軍人恩給の復活に際して、政府としてその復活の形態に制限や裁量の余地を残したいがための説明に過ぎず、実際には過去のさまざまな既得権に配慮したものだ。既得権の容認の一例を挙げれば、たとえ戦後であってもポツダム勅令以前に裁定のあった恩給受給資格者に関しては、戦地勤務一年につき三年と計算する加算年での算定を、この恩給法改正では認めていたのである。

こうした中で、軍人恩給問題への関心は急速に高まっていく。『読売』では、前回の「遺族援護費」を問いかけた「紙上討論」から約半年後の1952年7月、「軍人恩給復活をどう思う」をテーマにして再び「紙上討論」を呼びかけ、646通という前回の1.8倍の投稿を集めている。しかしその投稿の動向は半年前から一変していた。軍人恩給を当然の「既得権」などとして復活を要望する意見が281通(43.5%)で最も多く、「戦死傷者、老齢、生活困窮者など」に「国の財政に響かぬ程度で一部に限定して支給せよ」が171通(26.5%)「賠償未済、財政、国民生活圧迫」などの理由で復活を非とするもの168通(26%)、社会保障などで救済44通(6.8%)である。これから見ると、軍人恩給復活の是非に関わらずその財政負担を軽減せよとの意見が5割を越えている(限定支給説と復活非を合わせて、52.5%)とも読めるが、内容のいかんを問わなければ軍人恩給復活賛成が7割に達しているといえる。だがこの結果が、半年前からの世論の変化を示すものかどうかは分からない。というのは今回の「投稿者中には無職、農漁業者が異例に多く三 四割までが帰農軍人、無職老齢軍人のようで復活要望は圧倒的に老齢者が多く」というから³⁾、軍人恩給復活を唱える日本遺族厚生連盟や旧軍人関係恩給復活全国連絡会などからの組織的投稿があったように思えるからである。

なお恩給法特例審議会の建議が提出された後には、新聞社へはこの問題への自発的な投稿が急増していた。『毎日』では、建議が発表された1952年11月19日から26日までの間にこの問題での投稿が56通を数えた。その内訳は、文官も含め「恩給制度を社会保障に代えよ」18通、軍人恩給復活に「絶対反対」16通、復活に反対ではないが「直ちに審議会案を実施すること」に反対11通、復活賛成8通、恩給は文官も含めて「全廃せよ」3通となっていた。これからすると、最初の二者を合わせた約6割が軍人恩給に反対で、条件付きを合わせても復活賛成は34%に止まっていた⁴⁾。

また『週刊朝日』では、軍人恩給復活を批判した大宅壮一の意見への一読者からの「反論」が掲載されたのをきっかけに、1953年2月中の一週間で41通の読者の投稿が寄せられたという。その内訳は、今回の軍人恩給復活は高級職業軍人優遇で、一般応募者、徴用者などが見捨てられているなどの反対論が34通、復活賛成論4通、条件付き賛成論3通で、復活反対論が83%を占めた⁵⁾。これからすると圧力団体の軍人恩給復活への動きの活性化にもかかわらず、世論は軍人恩給復活に必ずしも好意的とはいえなかったようである。ただし『毎日』では軍人恩給復活の審議が山場を迎えた1953年6月中の投書では、投書総数713通中でこの問題への投書が46通を占めたが、そこでは「復活は認めるが、階級差の圧縮を主張し、特に傷病恩給の階級差の大幅圧縮を訴えたものが多」かったという⁶⁾。議会の動向から軍人恩給の復活が必至の情勢の中で、世論は次第に条件付きの賛成に転じているようにも見える。

おそらくこのような世論の変化をもたらした要因の一つに、新聞の三大紙の立場の転換があった。三大紙では、条件付きながら軍人恩給復活容認へとその立場を変化させていったからである。

『朝日』は恩給法特例審議会の答申が示された1952年11月の段階で、戦争責任はひとり軍人のみならず文官にもあったとし、戦後も存続した文官恩給との不均衡を理由に軍人恩給復活を認めるとしている。ただし「普通りの給付」は「現在の日本の財政が許さない」と述べ、「傷病者、遺族、

老齡者」の「優遇」と「階級差」のできる限りの「平準化」を求めている。そしてこの恩給法によって、「過去の分は一応ケリをつけ」て、今後は「社会保障の一環として総合的にとりあげる」ことを望んでいる⁷⁾。さらに53年3月には、軍人恩給の復活を当然と認めつつ、「財政の支払い能力」から見て政府の予算案が「いちじるしく過大」であるとして、「若年停止措置」の「年齢」の「引上げ」と、「階級差」の「圧縮」、それに相対的に割の良い文官の恩給基準の「修正」を提案している⁸⁾。

『読売』では52年11月の社説で、戦後も文官恩給が存続している以上、軍人恩給の復活に反対はできないと、これまでの軍人恩給の復活反対論から容認へと根本的立場を転換させている。その上での「注文」として、審議会案は「下級軍人や砲召兵」より戦争責任が「重大」な「職業軍人」を優遇する案であり、さらに全体として「旧軍人」優先の政策であるが、「戦争の痛手」を受けた「国民各層」に向けての「社会保障制度の徹底」が必要だと述べ、そして何より「軍人恩給と、国家財政との関係」を危惧している⁹⁾。

『毎日』は52年8月に、旧軍人恩給は既得権ではないとし、その復活は「日本の財政が許す範囲で」、さらに加算制による若年者への支給などの「かつての特権的な性格が、さっぱりぬぐいさらなければ世論が納得しないだろう」として、遺族、傷病者、老齡者中心の給付の必要を唱えている¹⁰⁾。そして53年2月には、軍人恩給復活の「全面的」な否定論も「極めて少数」なら、「既得権」としての「全面的」な復活論も「ほとんど支持を得られなかった」とし、その点で今回の政府案は「世論が反映されている」面がある。ただし「下に厚くせよという主張は非常に多く」17階級は4階級程度に整理し、戦争の被害は「全国的」なので社会保障を充実せよとの主張を付け加えている¹¹⁾。

三大紙の主張は、いずれもよく似ていた。それは文官恩給との均衡から旧軍人恩給の復活を認めた上で、その給付に当たってはかつての軍人恩給の有する特権性を希薄化し、特に階級差を圧縮して社会的な配慮を加

えることを求めるものだった。それは他方で全国民向けの社会保障の充実を唱えるものであったが、軍人恩給復活による財政負担の肥大化を憂慮しつつ、具体的にその拡大を抑制する方策が考えられていたとはいえなかった。そしてこの時点で三大紙が復活賛成へと立場を転換させたことが、軍人恩給復活を後押しする役割を果たしたことは間違いない。

これに対し『産業経済』や『時事新報』といった右派系の新聞は、三大紙とはやや異なる主張をしている。『産業経済』では52年11月に、「社会保障の見地にたて」として、支給額は「階級差」をなくし「兵も将校も一律にして、老齢または傷病」者のみに支給するのが「今日感覚にそう」と述べている。さらに「軍人」ばかりが戦争犠牲者ではなく「一般国民」も被害者であるとし、「一般社会保障」で扱うのが「本筋」ではあるが、もし「軍人恩給」を認めるときは「遺族」などの困窮の「実情」を調べて、「膨大な額」にならない「社会保障として実効ある恩給特例を設けるべき」としている。恩給を「膨大な額」にすることは「賠償問題」にも悪影響を与えるからである¹²⁾。また『時事新報』は52年11月初めに、恩給法特例審議会の審議内容は「旧将校団体の圧力」を受けたものではないかとの「疑惑」があると述べ、「昔の階級的差別の甚だしかった軍人恩給制度」が復活すると、今は沈静しつつある国民の「軍部軍閥に対する憎悪感」が「刺激再現」されて好ましくないとの見解を示している¹³⁾。さらに53年1月には、恩給法特例審議会の建議を批判し、これでは「高級旧職業軍人に厚いもので、財源不足なら「階級差などは狭めて、略ぼ一律に支給される」ようにすべきだ、また取りあえず恩給の「現行制度」によってあまり財政負担のかからぬように「弁法的に処理し」て困窮者を救済するとしても、文官恩給も含めた「恩給制度全体の再検討」をすべきだとしている¹⁴⁾。

『産業経済』や『時事新報』は、三大紙より社会保障での救済論を強く維持しようとする姿勢に立っていた。そしてたとえ軍人恩給を復活するとしても、従来の恩給法の原則にこだわらず階級差はなくし、財政支出を最小限に止める困窮者向けに限定された「特例」や一時的「便法」として復

活させるという案で、やがては一般社会保障への解消を考えていた。実際に恩給費を圧縮することは、社会保障との調和を可能にする前提条件であったと思われる。

それでは議会内の政党で、社会保障との調和に留意して恩給法の修正を唱える意見はあったのか。前述のように左派社会党の「戦争犠牲者補償法案要綱」は、「総合的社会保障制度確立までの暫定的措置として」、「旧軍人、軍属、国家総動員法による動員者」などの「遺家族及び傷病者」に対する「年金制度」を実施するとしていた。しかしそれは、「階級差、仮定俸給」を「撤廃」して「年額三十万円を超える」、「高額所得者」を「支給停止」にするものの、恩給法上の公務扶助料を「遺族年金」に名称変更し、恩給法上の増加恩給を「傷病年金」とし、恩給法上の傷病賜金を「傷病一時金」と名称変更して支給するものであり、その支給対象者を強制動員の対象者まで拡大し、平均支給額も政府案を上回り、「公務死の範囲を拡大」し、また受給遺家族の範囲も拡大するという案だった。しかもこれとは別に「国民年金法(仮称)」を制定し、「普通恩給(老齢旧軍人恩給)、普通扶助料、一時扶助料(父母、祖父母、寡婦、遺児等扶助料)受給予定者」に支払うというのであるから、基本的には軍人恩給復活の政府案に対し、恩給法とは法律名や恩給の種別の名称は変えこそすれ、事実上その対象者や金額を拡大した修正案に他ならなかった¹⁵⁾。その財政負担は政府案よりかなり大きくなることが予想され、そこには将来の国民全般向けの社会保障への統合の道筋が示されているとは言えなかった。

左派社会党は衆議院本会議においては、軍人恩給復活の恩給法改正が「再軍備の伏線」であるとして反対している¹⁶⁾。しかしその左派社会党が、これから2年後の1955年の軍人恩給の拡大改正案の審議において、政府原案や保守政党の修正案を大きく上回る規模の恩給法修正案を提起し、保守政党と競い合いをすることになったのは、不思議なことではなかった。

右派社会党は、軍人恩給復活に「条件付賛成」であった。しかしその賛成の「条件」については、最後まで十分にまとまらなかったようである¹⁷⁾。

ただし1953年2月末に右派社会党が発表した「戦傷病者戦没者遺族等年金法案要綱」を見ると、「再軍備に連なる軍人恩給の復活に反対する」としつつ、恩給の「階級差を撤廃」しつつ普通恩給、公務扶助料、増加恩給などを、政府原案より支給範囲を拡大し支給額を増額して認める案を提起している¹⁸⁾。その点では左派社会党の姿勢と、大きくは変わらない。

なお第二保守党である改進黨は、一時は仮定俸給の17階級の階級差を圧縮して「将官、佐官、準士官、下士官、兵の六段階」に整理し、「第六段階は最高の兵長の線に引き上げる」修正案を提起するとも伝えられた¹⁹⁾。しかし最終的には、兵を兵長の線に統一するだけの、14階級差のある両派自由党及び改進黨の三党共同修正案に賛同している²⁰⁾。以上のように議会で議席を占める政党の中では、野党も含めて、実質的には社会保障との均衡に配慮した恩給法の修正案は提起されなかったといえよう。

ただし議会でも、公聴会などに出席して発言した学識経験者などからは、社会保障との関係を考慮した案が不十分ながら提示されている。特に軍人恩給復活に否定的な意見書を提出した社会保障制度審議会の委員からは、さまざまな意見が提起された。委員の一人の今井一男によれば、社会保障制度審議会の「一番有力な意見」は、現在の「援護法」を拡充し、それに「老齡」軍人軍属向けの「定額的な」年金を加えるという案であったという。今井の考えでは、そもそも「恩給」自体が「時代遅れの觀念」に基づくもので、恩給制度は退職後や死後の遺族にもその文武官の生前の身分階級に相応しい待遇が与えられるべきだという「終身官的な考え方」によっており、「身分的な觀念を打破しようという新憲法の精神」に合致しないものだという。しかし今や「天皇から頂く恩給でなくて、国民からもらう恩給」に変化した以上、「国民感情」が納得する性格のものに変わる必要がある。その点で階級差や勤続年数の差の算定方法は、改める必要があるというのが今井の見解であった²¹⁾。

また同じく委員の一人の近藤文二は、社会保障制度審議会の立場は、恩給も「社会保険」の一種と位置づけるべきだという考え方にあるとした上

で、現在の恩給には「生活保障的な面と退職金的な面がある」が、「より退職金的な」性格が強く、今後は生活保障的な制度として再構築する必要があると唱える。そして軍人恩給は「期待権であり、既得権ではない」とした上で、具体的には支給額に「階級差を認めない」で少尉くらいの金額で統一する、応召兵のことを考慮してか「年数加算」は認め、文官にはほとんど適用者のいない戦死者遺族にのみ支給される軍人の公務扶助料の制度を廃止して、これを退職後の死亡者遺族に支給される普通扶助料に統一し、「一切普通扶助料と同一額」とする、「若年停止」の年齢を「十才ずつ引き上」げるとする案を提起し、以上のような改変を加えれば、「予算はおそらく予定の半額以下において足りる」のではないかと述べている²²⁾。

また日本退職公務員連盟会長である野本品吉は、「軍人恩給と文官恩給とは本質的に違うもの」として、軍人恩給の復活を恩給法の改正という形で実現することに反対している。野本によれば、「軍人恩給は戦闘行為に伴って起こります不慮の災厄としての戦死、戦傷病等に対しまして、国家が賠償責任を負うところにその主たるねらいがあり」、「もともと災害補償が主で、老齢年金としての恩給はつけたりであるという見方もできる」のに対し、文官恩給は基本的には「老齢年金」なのである。従って軍人恩給は「旧軍人恩給臨時措置法とか、特別措置法という形におきまして現行恩給法からはっきりと切り離」すのが適当だ、というのが野本の意見であった。野本の考えは、文官恩給を守ろうとする立場からではあるが、戦争犠牲者補償と恩給法とを切り離し別の原則に立たせようとする見解であったといえよう²³⁾。

以上のような公述人たちの意見は、軍人恩給のあり方の根本を問い、その将来の拡大の可能性に歯止めをかける見解である点で注目すべきものだった。特に近藤や野本の意見には、軍人遺族に対して給付される公務扶助料を抑制する契機が窺われていた。しかしこれらの意見は野党によっても取り上げられることはなく、その政治的影響力はほとんどなかったといえよう。

なお圧力団体，恩給関連団体の関係者も公述人として議会で呼ばれる中で，傷痍軍人だけは一つの団体に統合されておらず，日本傷痍軍人会，全国身体障害者団体連合会，全国戦傷病者要求貫徹委員会の三団体から公述人が出ている。このうち後二者の団体は，どちらも戦傷病者向けの増加恩給に階級差があることを批判し，「官等による階級差は必要ないのではないか」と「増加恩給の階級差撤廃」を要求している²⁴⁾。また最後の全国戦傷病者要求貫徹委員会の川原和雄は，それに止まらず，「今次大戦は軍人だけが犠牲者ではなく，国民すべてが被害者であり，犠牲者である」，軍人恩給の権利も「就職先の会社が破産した状態と同一でありまして，当然この権利も失われたものである」と主張し，政府案では「すでに消滅したはずの大將以下の階級制度が温存され」，しかも受給資格最低年限が長く設定されて「明らかに職業軍人のみを優遇せんとする意図」に立つものと批判している。恩給の関連団体の中で軍人恩給復活に反対し，その旧軍階級に基づく支給額格差を批判したのは，左翼系と思われるこの全国戦傷病者要求貫徹委員会だけだった。

さらにその上で川原は，公務傷病と認定される「査定基準」が，かつての「肉弾戦を主とした」「戦闘形態」の「切断患者を主体に取り扱われている傾向」があるが，実際には「支那事变末期より太平洋戦争になってからは」，高齢の「国民兵まで動員したことや，長期間にわたる疲労の蓄積及び酷使，加えて給与の粗悪から当然内科的諸病の累積を見る結果となり」，「神経並びに機能障害者」も増加したと批判している。この「内科的諸病」の代表は「胸部疾患患者」であるが，それらの患者は認定を受けやすい「切断患者」に対して不当に差別されているという²⁵⁾。こうしたいわゆる内部疾患の戦傷病の査定基準が変化するのは，1950年代末からのことであり，本格的には1967年に傷病恩給症状等差調査会の答申が提出されて以降のことだった²⁶⁾。

占領期に廃止された軍人恩給の復活を唱える側がよりどころとしたのは，文官恩給が戦後も持続し高水準を維持していることとの不公平・不均衡を，

是正すべきだという点であった²⁷⁾。また、かつて「日本の極めて忠良であったところの軍人に対して」報いるところがなければ、今日「どうして我々は安心して国を護ることができましょう」という再軍備準備論だった²⁸⁾。

これに対して軍人恩給復活への反対論の大きな根拠は、再軍備批判論であり、何よりも軍人の戦争責任論または敗戦責任論であった。新聞・雑誌への投書でも、「悠久二千年の歴史をたもった祖国の存在を根こそぎ危うくしてしまったこの国家的罪人らになぜ恩給を与えねばならぬのか」とか²⁹⁾、「戦時中」の「職業軍人の専横暴虐」ぶりを思い返すと、「彼ら職業軍人の多くをあらためて国民審判の台上にのぼせるべきでこそあれ、恩給支給など思いにもよらないことだ」とか³⁰⁾、「満州事変以来ことを構えてついに日本を亡ぼした張本人(中略)国民の敵であった職業軍人に恩給を支給するとはなんたる目出たい国民であろう。まさに泥棒に追銭である」とか³¹⁾、「日本を敗戦国にした責任の大半は、この人達が負うべきだと私は思う。その責任者に恩給を支給しようというのが如き矛盾もはなはだしい」とか³²⁾、「大バクチ打ちそこなってすってんてん」になり、国家も国民も破産した。ア、それなのに恩給を頂き度いとはチト虫がよすぎはしないか。(中略)恩典に浴する年配の人々こそ、敗戦の責任者で、實質的に無資格者である」など³³⁾、高級職業軍人こそが戦争責任者・敗戦責任者であるとする軍人恩給復活への反発は、そう簡単に納まるものではなかった。その点では議会で発言した公述人からも、戦争責任がより重い高級職業軍人に対し退職時の高給を基礎に恩給額を算定するという方式には、「国民は納得行かぬ」といった意見が唱えられた³⁴⁾。

これに対し政府は、講和条約以降の今日も、「戦争責任を、ひとり、旧軍人軍属及びその遺族にのみしわよせするかのような状態を続けますることは好ましくない」として、文官にも戦争責任があったのに、軍人のみがその責任を負わされるのは不公平だと唱えている³⁵⁾。そしてこれが軍人恩給復活の公式の理由とされた。確かに日中全面戦争以降の戦争は総力戦体

制によって支えられたものであり、戦争動員体制は軍部のみで築かれたものでなく、軍部が官僚と協力してこそ構築されたものであった。しかし戦後に公職追放された者の7割以上が軍関係者であったのに、文官の公職追放者は極めて少数に止まり、軍人恩給は停止されたのに、文官恩給はそのまま存続した。その点で占領軍による戦争責任の追及は、軍人にもみ重く、文官に対しては不当に寛容だったといえる。この点に関しては、議会で戦争責任のある高級文官の恩給を「停止」すべきだという意見も出された³⁶⁾。

しかし評論家の斉藤栄三郎が言うように、占領軍の主導とはいえ、軍人恩給は敗戦後の「社会革命で、なくなった」ものの一つなのであり、「社会革命」によって失われた権利はそれ以外にも多く、もし軍人恩給を「元に戻す」なら、その「社会革命」を否認する結果になる可能性があるとも言える。この点に対する斉藤の見方は、「文官」については戦後「大きな革命が行われなかった」ので恩給の存続も必然だった、というものであった³⁷⁾。

職業軍人の戦争責任問題は、1954年の恩給法改正に当たっても論争の主題となる。なぜなら1954年の恩給法改正では、折からの戦犯釈放運動の盛り上がりを受けて、戦犯刑死者・獄死者遺族への恩給支給を図るか否かが争点となったからである。この点に関する政府原案は、現在のところ巣鴨に拘留された軍人戦犯には恩給支給の停止措置が取られているが、その留守家族に恩給を支給するという改正案であって、刑死・獄死者遺族への手当を支給するというものではなかった³⁸⁾。これに対して自由党・改進黨・日本自由党の三派が共同修正案として、戦犯として拘禁中に刑死・獄死した者の遺族に、「公務扶助料に相当」する「額の扶助料」を支給する修正案を提出する³⁹⁾。これは前年の遺族等援護法の改正で、巣鴨拘置所に拘禁中に死亡した戦犯受刑者遺族に甲慰金と遺族年金を支給するという措置を、いわば格上げして、戦犯としての刑死・獄死を「公務死」に近い扱いとし、その支給額も増額するという提案であった。

この三党共同修正案に対しては、両派社会党をはじめジャーナリズム、政府部内からも批判の動きが登場する。というのはこの修正案が通ると、これまで元内閣総理大臣の遺族として文官恩給の普通扶助料として年額33万円を支給されていた東条英機未亡人に、公務扶助料相当額が加わり総計56万1000円が支給されるようになるからである。またこれまで遺族等援護法によって、年額6万円程度の遺族年金しか支給されていなかった板垣征四郎、松井石根、山下奉文などの遺族も、高い軍隊内の階級と長い勤続年数が影響して約30万円前後の恩給が支給されることとなる反面、軍隊内の階級が低く勤続年数の短い戦犯遺族の中には、これまでの遺族年金より減額される場合も予想されるからであった⁴⁰⁾。つまりこの点に関し、「国を破局に導いた戦犯者に対し、国に貢献した者に与えるはずの恩給を支給するのは恩給法の本質に反する」上に、財政負担の増加を招くのではないかという反発が生じたのである⁴¹⁾。

『読売』では、国会で成立したこの共同修正案を改正恩給法の「解説」の中で取り上げ、これは恩給の財政負担を増加させるのみならず、「戦犯刑死者、獄死者中でも旧軍人は恩給法の対象となるが、純民間人はこれから除外されるという極めて不公平な軍人本位」の「修正」であると非難している⁴²⁾。また『産業経済』でも同法の「解説」の中で、同法改正で救済されるのは軍人遺族のみで、民間人戦犯者遺族(44名)は除外される「不公平」を指摘した上、こういった措置は「戦犯裁判を正面切って否定し、戦犯を功労者として美化することになり、国際的にも反響が大きく、今後の戦犯釈放運動に重大な影響を及ぼす」可能性があるとして批判している⁴³⁾。なお上記の『読売』と『産業経済』の「解説」によれば、政府部内でも緒方副総理、福永官房長官、三橋総理府恩給局長、岡崎外相、大蔵省などがこの修正案には消極的だったという。

議会ではこの三党共同修正案に両派社会党は反対し、政府原案に賛成するという態度を取った。ただしその理由は異なっていた。左派社会党の田中稔男は、ドイツと同様に戦犯裁判を日本国内裁判で引き継いだと仮定す

ると、A級戦犯はもとよりBC級戦犯にあっても、戦犯刑死者・獄死者の中で「国内裁判においても戦犯に該当する人は多いと私は思う」と主張する。田中は戦時中ポルネオに行っており、その時の見聞からすると、現地で「人道上忍ぶべからざる、天人ともに許さぬような非行をやった人がたくさんおる」のであって、戦犯者のうち「何パーセントかの人が無実であるということをもつてB、C戦犯の全部がよかったということは言えない」と考えていた。従って前年の遺族等援護法の改正に基づくその遺族への年金支給が援護の限度であって、公務扶助料相当額の支給は不適切だといっているのである。BC級戦犯＝無罪論が広く信じられる中で、その犯罪と責任を認める意見は珍しいものだった。これに対し右派社会党の中村高一は、BC級戦犯の刑死者・獄死者遺族の場合は公務扶助料相当額の支給も「よろしい」が、A級戦犯遺族に関しては「もうしばらく遠慮してもらうのがいい」と述べていた⁴⁴⁾。

なお恩給法のタテマエと公平性を保とうという発想からではあるが、恩給法改正の政府原案と修正案の双方に疑義を呈したのは、今や参議院議員となっていた野本品吉であった。野本はまず恩給法9条の失権規定において、死刑、無期、3年以上の懲役または禁固刑などに処せられた者などが「一切の恩給に関する権利を喪失する」ことになっていることを指摘する。その上で、「戦犯者の中に国内法で仮にその責任を追及して行つた場合に、これに該当するものもあり得る」のであって、現在の公務員にはこの9条の失権規定が適用されるのに、旧軍人の戦犯であるがために失権規定が適用されない修正案は、均衡を欠いているのではないかと追及したのである。この質問に対する三橋恩給局長の答弁は、この点には「いろいろと意見が」あって、連合国に裁かれた戦犯を改めて「国内裁判にかけて」、国内法でも「戦争犯罪人」になる人とそうでない人に分別し、前者には「恩給を給せない」処置を執るべきだという「意見も個人的には耳にしている」。しかしそういう処置が「法的にできない現在におきましては」、留守家族援護の立場から政府原案を立案したと説明したのである⁴⁵⁾。

しかし各方面からの批判にもかかわらず、三党共同修正案は賛成多数で議会を通過することになる。ともあれ恩給法特例審議会の建議をきっかけにして、従来の国家補償論対社会保障論という対抗の枠組みは変化して、恩給制度を全国民向けの社会保障といかに調和させることができるのか、そのための軍人恩給費を抑制させる基本的な考え方と方途は何かということが課題とされるようになる。その中で職業軍人の戦争責任・敗戦責任問題は、その後もかなり長期にわたって軍人恩給の拡大を抑制する要因として働いたのであった。

注

- 1) 総理府恩給局編『恩給百年』第9章、1975年。なお、恩給受給資格最低年限を引き続き七年以上の実在職年としたわけは、三橋則雄総理府恩給局長によれば、財政事情からだけでなく、「兵籍簿とか戦地名簿」などが「終戦の時に起きます混乱のために今日完全に残っておりません」、そのため「どうしても引き続く条件を付け、且つ在籍年を一定以上に限る必要がある」という、いわば技術的理由からだった(第16回国会衆議院内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会会議録第1号(1953年7月13日))
- 2) 第13回国会参議院内閣委員会会議録第25号(1952年5月19日)、佐藤達夫法制意見長官の説明。
- 3) 「第107回紙上討論・軍人恩給復活をどう思う」(『読売』1952年7月19日)
- 4) 「恩給と投書」(『毎日』1952年11月27日)
- 5) 「読者と編集者、軍人恩給をめぐる」(『週刊朝日』1953年2月22日)
- 6) 「投書、六月中の投書」(『毎日』1953年7月1日)
- 7) 『朝日』1952年11月14日社説「軍人恩給をこう考える」
- 8) 『朝日』1953年3月9日社説「検討を要する軍人恩給の復活」
- 9) 『読売』1952年11月20日社説「軍人恩給復活について」
- 10) 『毎日』1952年8月4日社説「旧軍人恩給の復活問題」
- 11) 『毎日』1953年2月24日社説「軍人恩給復活の問題点」
- 12) 『産業経済』1952年11月20日社説「旧軍人恩給法案の問題点 社会的見地にたて」。
なお『産業経済』は、それより以前の1952年8月4日付のコラムの「天鼓」では、「戦死者遺族に援護金のピター文ももう支給されない」のでは「愛国心の向上、再軍備」などを唱えても「空念仏」に終わると、当時の保守党と同様の主張を述べていたが、この時から立場を転換させたようである。
- 13) 『時事新報』1952年11月6日社説「軍人恩給は世論に問え 国民感情の納得が先決の問題」
- 14) 『時事新報』1953年1月18日社説「全恩給制度を再検討せよ 問題は軍人恩給のみでは

ない」

- 15) 「犠牲者援護の徹底 左社 恩給法改正に反対」(『社会タイムス』1953年7月8日)
- 16) 第16回国会衆議院会議録第26号(1953年7月22日), 神近市子の発言。
- 17) 右派社会党の「条件付賛成」案は, 1953年7月21日の衆議院内閣委員会での鈴木義男の発言と, 翌日の7月22日の衆議院本会議での堤ツルヨの発言とでは, その「条件」の内容が異なっていた(第16回国会衆議院内閣委員会会議録第18号(1953年7月21日), 第16回国会衆議院会議録第26号(1953年7月22日))。
- 18) 「階級差」撤廃せよ 右社, 独自の年金制主張」(『時事新報』1953年3月1日)
- 19) 「旧軍人の恩給」法案, 国会提出へ 改進黨の大幅修正予想」(『毎日』1953年5月28日)
- 20) 第16回国会衆議院内閣委員会会議録第18号(1953年7月21日), 高瀬傳(改進黨)の修正案趣旨説明。
- 21) 第15回国会参議院予算委員会会議録第34号(1953年3月11日), 今井一男公述人の発言。
- 22) 第16回国会衆議院内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会公聴会会議録第1号(1953年7月14日), 近藤文二公述人の発言。
- 23) 第15回国会衆議院内閣委員会厚生委員会連合審査会公聴会会議録第2号(1953年3月12日), 野本品吉公述人の発言。
- 24) 第16回国会衆議院内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会公聴会会議録第1号(1953年7月14日), 吉原嘉一(全国身体障害者団体連合会本部総務部長)公述人の発言。なお吉原は元海軍の傷痍軍人であって, この団体は占領下で傷痍軍人と一般身体障害者を含めた団体として「自由党の援助により組織し, 爾来七年この恩給復活運動に挺身」してきたという。
- 25) 第16回国会衆議院内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会公聴会会議録第1号(1953年7月14日), 第16回国会参議院内閣委員会会議録第20号(1953年7月27日)における川原和雄の発言。なお川原は, 国立相模原療養所の患者自治会, 西日本傷痍者連合会などの推薦を受けて, 公述人・参考人として国会に招かれたものだった。
- 26) 前掲『恩給百年』第13章
- 27) 第15回国会衆議院内閣委員会厚生委員会連合審査会公聴会会議録第1号(1953年3月11日), 佐藤信(日本遺族厚生連盟理事長)公述人の発言。
- 28) 第15回国会参議院会議録第29号(1953年3月2日), 第16回国会参議院会議録第29号(1953年7月30日), 松原一彦(改進黨)の発言。
- 29) 「軍人恩給に反対」(『読売』1951年12月16日「気流」欄, 静岡・教員)
- 30) 「軍人恩給に反対」(『産業経済』1952年2月7日「風」欄, 世田谷・引揚者)
- 31) 「第107回紙上討論・軍人恩給復活をどう思う」(『読売』1952年7月19日, 東京・大学教授)
- 32) 「軍人と恩給」(『毎日』1952年11月21日「投書」欄, 神奈川県・薬剤師)
- 33) 「読者と編集者, 軍人恩給をめぐる」(『週刊朝日』1953年2月22日, 旧応召軍人)
- 34) 第15回国会衆議院内閣委員会厚生委員会連合審査会公聴会会議録第1号(1953年3月11日), 佐藤盛平公述人の発言。

- 35) 第15回国会衆議院内閣委員会会議録第20号(1953年3月5日), 緒方竹虎国務大臣の法案趣旨説明。
- 36) 第15回国会衆議院予算委員会会議録第31号(1953年2月28日), 石井繁の発言。
- 37) 第16回国会参議院内閣委員会会議録第20号(1953年7月27日), 斎藤栄三郎(日本放送協会解説委員)公述人の発言。
- 38) 第19回国会衆議院内閣委員会会議録第32号(1954年5月13日), 加藤法務大臣の法案趣旨説明。なおこの政府案に対して外務省の参事官の一人は, 連合国による戦犯釈放措置に悪影響を及ぼす可能性を憂慮してか, この法案のように「戦犯者」と「その家族」を「厳格に分けて」, 家族への支給は戦犯者への支給ではないとする説明が通用するかどうか, 「一日本人として」「疑惑を持って」と述べている(第19回国会参議院内閣委員会会議録第51号(1954年6月9日), 古内廣雄説明員の発言)。
- 39) 第19回国会衆議院内閣委員会会議録第36号(1954年5月20日), 高橋等の修正案趣旨説明。
- 40) 「軍国の亡霊? 恩給法修正案 東條未亡人56万円 兵の遺族は逆に半減」(『読売』1954年6月8日)
- 41) 「恩給法はどのように改正されたか 戦犯遺族にも恩給支給 反対の多い年金額の階級差」(『日経』1954年7月10日)
- 42) 「改正恩給法解説 旧軍人本位の改正 政府もマユをひそめる修正」(『読売』1954年6月10日)
- 43) 「解説 恩給法の改正 問題残す修正点 国際関係にも悪影響」(『産業経済』1954年6月10日)
- 44) 第19回国会衆議院内閣委員会会議録第36号(1954年5月20日), 田中稔男, 中村高一の発言。
- 45) 第19回国会参議院内閣委員会会議録第51号(1954年6月9日), 野本品吉, 三橋則雄恩給局長の発言。

〔付記〕 本稿は, 平成22~24年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「旧真田山陸軍基地内納骨堂の悉皆調査から見る「戦没者慰霊」の歴史の実相」(課題番号 22320135, 代表大阪電気通信大学小田康德)の研究成果の一部である。